

輸入貨物の課税価格
(現実支払価格 (A) + 加算要素 (B))

(B) 加算要素

加算要素とは、定率法第4条第1項第1号～5号に限定列举されているものです。現実支払価格に含まれていない限度において加算要素を加えた価格が課税価格（取引価格）になります。



(1) 輸入港までの運賃等

輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

事例① 船会社に支払う割増料金

事例② 運送取扱人に支払う運賃



(2) 輸入貨物の輸入取引に関し買手により負担される次の費用等

イ 仲介料その他の手数料

(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)

事例① 仲介業務を行う者に対して支払う手数料

事例② 買手に代わり業務を行う者に対して支払う手数料

ロ 輸入貨物の容器の費用

ハ 輸入貨物の包装に要する費用

事例 輸出国における輸入貨物の梱包に要する費用



(3) 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して 買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち、次のものに要する費用

イ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

事例 買手が材料を無償提供する場合のその材料に要する費用の額

ロ 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの

事例 買手が売手に無償で提供した金型の費用

ハ 輸入貨物の生産の過程で消費された物品

事例 輸入貨物の生産過程で使用する消毒用薬剤の費用

ニ 輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの

事例 輸入貨物のデザイン（日本人が海外で作成したもの）の費用



(4) ロイヤルティ又はライセンス料

輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払いの対象となるもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴う対価で当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

事例① 売手と特殊関係にある商標権者に支払うロイヤルティ

事例② 商標権者である売手に支払うロイヤルティ

事例③ 売手が第三者である商標権者から製造の許諾を受けている場合に買手が商標権者に支払うロイヤルティ

(5) 売手帰属収益

輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの